

「平等」意識を欠いた 自由主義政党

—1930年代危機と立憲民政党—

坂野 潤治

(東京大学名誉教授)

1. 1931年危機と自由主義政党

・明治維新後の「平等」の軽視

1853年のペリー来航に始まる幕末・維新の危機は、外圧により封建制が機能不全に陥ったことに原因するものであった。1868年の王政復古と71年の廃藩置県とによりこの危機を克服して以降、1930年代までの約60年間、日本には危機らしい危機は存在しなかった。この約60年間の近代日本が安定的に政治や経済を発展させてこられた最大の原因は、明治維新が「平等」を重視した社会変革だったからである。

明治維新は、「士農工商」の身分制を打破しただけではなく、「士」そのものの内部にあった大名から足輕にいたる何段階もの身分も廃止した。

しかし、明治維新の社会的平等化は、1876年の秩禄処分旧武士階級の特権を奪ったところで、止ってしまった。農民は、所有地からの小作料だけで働く必要のない地主と、一生働いても耕作地を持たない小作農とに両極化した。本稿が対象とする1930年代でも、総農家戸数の3割以上が地主で、3割弱が小作農であった。明治維新で武士階級を崩壊させた後の日本では、敗戦後の農地改革(1945・6年)までの約70年間、農村では一種の身分制が存続していたのである。

社会的に無権利状態にあったのは、労働者も同じであった。明治の末年(1909年)には80万人ぐらいであった工場労働者は、本稿が対象とする1930年代には、小作農を超えて200万人前後になっていたが、彼らには労働組合を作る権利も、労資交渉を行う権利も、スト

ライキに訴える権利も、法的には全く認められていなかった。労働組合法をはじめとする労働三法が制定されたのも、農地改革と同じ敗戦後の1945・46年のことである。一言でいえば、1871年に封建制を廃止(廃藩置県)してから戦後改革までの約75年間、小作農と労働者は、法的には無権利状態に置かれてきたのである。

・自由主義政党と「民本主義」

第一次大戦の戦中と戦後の日本では、このような小農と労働者の無権利状態を改善しようとする思想家や政治家が登場してきた。その中でよく知られているのは、普通選挙運動とその提唱者吉野作造の「民本主義」である。

普通選挙運動には、直接的な意義と間接的な意義とがあった。

直接的な意義とは、言うまでもなく、政治的な平等の実現である。1919年に保守政党政友会の内閣の下で行われた選挙法改正では約300万人でしかなかった有権者が、1925年に自由主義政党の憲政会を中心とする内閣(護憲三派内閣)の下で実現した男子普通選挙制の下では、有権者は約4倍の約1,200万人になった。社会的には無権利状態にあった小作農も労働者も投票権を与えられ、政治的には「平等」になったのである。

男子普選法成立当時の小作農は約150万人、工場労働者は零細企業も含めて約200万人であったから、1,200万人の有権者のうち、3割弱は小作農か労働者であった。

男子普選法の間接的な意義とは、この3割弱の小作農や労働者が社会主義政党に投票し

て、すでに地盤を持っている自由主義政党がこれに協力すれば、普選議会で社会的不平等の是正が可能になることである。

しかし、これはあくまでも間接的な意義にすぎなかった。戦前日本の代表的な自由主義者であった立憲民政党（以下「民政党」）の斎藤隆夫は、普通選挙は政治上の平等を実現するものであって、それ以上でもそれ以下でもないことを力説して、次のように述べている。

「普通選挙は国民平等の原則に立脚して居るのであります。政治の前に於ては、貧富の懸隔を認めない。日本一の大金持も、其日稼ぎの労働者も、参政権の前に在っては絶対平等であります。今後吾々は、参政権の前に立ちましては、有産者階級の特権を認めざると共に、無産階級の特権をも認むるものではない。有産者階級の跋扈を許さざると共に、無産階級の横暴をも許すものではない。」（『帝国議会衆議院議事速記録』、第46巻、485頁、1925年3月。原文カタカナ。傍点筆者）

この演説は、1925年の男子普選法案の成立を前に、民政党の代表質問として行われたもので、少なくとも同党の主流派の立場を代表したものである。一読して明らかのように、民政党主流派の「国民平等の原則」とは、「政治の前」に限ってのことであり、「日本一の大金持」と「其日稼ぎの労働者」の存在は当然視されているのである。

・民政党内の社会改良派

もっとも、民政党内には、第一次大戦後の民主主義が、古典的な自由主義の修正につとめてきていることに気付いていたものもいた。斎藤隆夫と並ぶ同党の幹部永井柳太郎がその代表的な存在であったが、その上には民政党内閣の内務大臣（今日で言えば、総務大臣と国交大臣と厚労大臣を兼ねた重要なポスト）の安達謙蔵がいた。

このグループは、大正デモクラシーを代表する思想家吉野作造の影響を間接的に受けていた。一例を挙げれば、憲政会時代の最後の幹事長横山勝太郎は、1926年末の同党機関誌に、次のような一文を掲載している。

「[男子普選] に依つて、制限選挙に於ける議会の素質を改造し、特権階級に偏

倚する不公平なる政治若しくは之が施設を改廢し、大多数国民を基礎とする所謂民本的政治を実現することが、其の目的でなければならぬ。」（『憲政公論』12月号、37頁）

横山によれば、「民本政治」とは、「少数の有産階級と少数の特権階級の生活を引下ぐると同時に、最大多数の階級、殊に貧民階級の生活を向上せしむること」であった（同前、38頁）。詳細は省略するが、この一文こそ吉野作造が1916年1月の有名な論文で主張した「民本主義」の第一綱領であった（拙著『日本憲政史』、109頁）。横山の主張と先に引用した斎藤隆夫の演説を比較すれば、民政党内の2つの潮流の相違は明らかであろう。

・日本労働総同盟と民政党

憲政会・民政党内の「民本主義」派は、吉野作造を媒介にして、当時の日本では最大の現実主義的労働組合と、協力関係にあった。松岡駒吉や西尾末広の率いる日本労働総同盟（総同盟）がそれである。

松岡と西尾が吉野作造と関係が深かったことは直接的に証明できるし、松岡と西尾が民政党内の社会改良派に強い期待をかけていたことも、史料的に明らかにできる。しかし、安達謙蔵、永井柳太郎、中野正剛、横山勝太郎らの民政党内左派（国家主義的という点では右派）が、吉野や松岡らに接近したという直接的な史料までは調べられなかった。

しかし、間接的ながら、吉野作造と総同盟と民政党内社会改良派が、労働組合法の実現をめざして、一つの線につながっていたことは、ほぼ確実である。

・「平和」と「自由」重視の民政党主流派

これに対し、民政党主流派の浜口雄幸、幣原喜重郎、井上準之助らは、党の基本路線を「平和」と「自由」に絞り、「平等」にはほとんど重きを置かなかった。浜口と幣原がロンドン海軍軍縮条約の調印と批准に死力を尽くしたことはよく知られているし、幣原と井上が満州事変の拡大を抑えようとしたことも、周知の事実である。そして、このような軍部抑制の努力の背後には、「平和」とともに「軍国主義反対」の自由主義的な価値観が存在していた。浜口内閣の軍縮条約の締結を閣外か

ら支えていた憲法学者美濃部達吉は、軍縮をめぐる海軍と民政党内閣の対立を、「平和主義と軍国主義との争い」ととらえ、軍部大臣の文官制の必要を唱えていた（拙著『日本近代史』、359-360頁）。ここまでくれば、民政党内閣の「平和」主義は、内政においては「軍国主義」に対する「自由主義」の闘いになる。

・「平等意識」の欠如

しかし、民政党内閣の主流派には、失業問題に対する配慮が全く欠けていた。総合雑誌『改造』の「失業問題討論会」（1930年7月号）に出席した井上準之助蔵相の次のような発言に、それは端的に表われている。

「極く簡単に言いますと、大正九（一九二〇）年の財界反動後に、日本の仕事というものは段々と縮小されて来て、（中略）そればかりでも当然に失業者というものは出て来たのであるが、現政府は、これまでの放漫なる財政計画を更えようということで、昭和四年度に四億円、昭和五年度に五億円、という金を中央地方を通じて使うことを止めた。この結果、（中略）また当然に失業者が出て来て居る。それから昨年十一月くらいから、世界を通じた不景気が来て、日本にその結果が現われた。（中略）今日では紡績会社は二割一恐らく今度の操業短縮で二割三分になろうが—それが少くとも労働者を解放するか、或は労働者の欠員を補充しないということに各紡績会社はなる訳でありますから、そういう風な事の為に、日本では失業者が出て来て居る。」（拙著『日本政治「失敗」の研究』、154頁。なお現代文に直してある。）

今日の日本でこのような一文が書かれるとすれば、それは政府の財政政策の失敗による失業者の急増を批判するためであろう。しかるに井上蔵相は、失業者の増大は自己の財政緊縮の成果であると、胸を張っているのである。戦前自由主義政党の平等意識の欠如を典型的に示す発言である。

1931年12月に民政党の第二次若槻内閣が総辞職した直接の原因は、安達謙蔵内務大臣が政友会との連立内閣にこだわったために生じた閣内不一致によるものである。安達は、対外危機と経済危機と社会不安に対処するため

には、二大政党の連立内閣が必要だという主張を譲らなかったのである。野党になった民政党は、翌32年2月の総選挙で、一挙に103議席を失い、466議席中の144議席を占めるにすぎない少数野党に転落した。

民政党内閣の総辞職と同党の総選挙での惨敗の原因は、4つも5つも挙げる事が出来る（詳しくは拙著『近代日本の国家構想』、222-245頁を参照されたい）。しかし、失業問題に無関心で労働組合法の制定に冷淡だった同党主流派の平等意識の欠如が、男子普選の下で「左」からの支持を失ったことが、その敗北の一因であったことは疑いない。

2. 1936・7年の危機と民政党

2.26事件と盧溝橋事件とで知られる36・7年は、当初は「危機」として認識されていなかった。31年の危機の時代とは違って、日本経済は順風満帆だった。紡績業を中心とする軽工業の分野で、日本は世界第2位になりかけていたのである。満州事変で知られる31年のような対外危機も、眼の前には存在しなかった。石原莞爾を中心とする参謀本部は、ソ連を仮想敵としながら、そのソ連の真似をして、5ヵ年計画による兵器の近代化と重工業の育成をめざしていた。軽工業で世界の頂点にせまりつつあった財界も、この陸軍の方針を受容れて重工業での世界への挑戦をめざしていた。自由主義的な評論家として知られていた馬場恒吾は、1937年4月の雑誌『改造』の中で、陸軍と財界の和解について次のように記している。

「日本に於て時勢が漸く変わりつつあるということは、三井財閥の巨頭と見られた池田成彬が日本銀行総裁に迎へられたのを見れば、思半ばに過ぎる。五年前の昭和七年〔一九三二〕三月五日には、三井財閥を代表するものとして団琢磨男が血盟団に依つて暗殺された。（中略）池田成彬も目標人物の一人であった。それが今、軍部の希望に沿つて生れ出た林〔銑十郎〕内閣の手に依つて日銀総裁になり得ると言うことが、時勢の変化でなくして何であろう。」（拙著『日本政治「失敗」の研究』、209-10頁）

注目すべきことは、この馬場の論文が出たのは、2.26事件から1年余後で、日中戦争勃発

の約4ヵ月前だった点である。この2つの大事件の間に、軍部と財界とは協調に向かっていたのである。

・民政党と社会大衆党（社大党）

同じ頃、自由主義政党の民政党と社会主義政党の社大党が、ともに勢力を増大していた。2.26事件のわずか6日前に行われた総選挙では、保守政党の政友会が71議席を失って第2党に転落し、自由主義の民政党が78議席を増やして第1党に返り咲いた。注目すべきは、普選実施後の3回の総選挙では8議席以上は取れなかった社会主義政党が一举に18議席を獲得したことである。両党が提携すれば466議席中の223議席で、過半数まであと一息であった。この傾向は翌37年4月の第20回総選挙まで続き、民政党が第1党（179）で社大党が倍増して36議席を獲得した。両党合わせれば466議席中の215議席である。日中戦争勃発のわずか2ヵ月と1週間前のことである。

どちらの場合でも両党合わせて過半数には至っていないが、もし両党の提携が明らかになれば、無所属や小会派が勝馬に乗ったに違いない。1937年の5、6月に、自由主義政党（民政党）と社会主義政党（社大党）とが協力して衆議院の過半数を占めていれば、7月7日の盧溝橋事件が日中全面戦争に拡大するのを防げたかも知れないのである。

・民政党側の責任

しかし、実際に起こったのは、民政党と社大党の連携ではなく、民政党と政友会の連携（政民連携）で、その典型が1937年1月に流産した宇垣一成内閣構想であった。

社大党は政民連携を目の仇にしていたから、陸軍の石原莞爾らとともに、宇垣内閣構想には反対であった。そればかりではなく、同党は1934年の陸軍パンフレットの発表以来、軍拡と国民生活向上とをセットとする「広義国防」をスローガンとしてきた。そのため、民政党と社大党の連携（「自由」と「平等」の連携）が出来なかったのは、社大党がファシズムと戦争の支持にまわったためであるとされてきた。実のところ、1936・7年の日本に「自由」と「平等」の連携がありえたと考える歴史研究者も存在しなかったのである。

しかし筆者は、「自由」と「平等」のセット

は1930年代の日本にもありえたと考える。そしてその実現を阻んだのは社大党の陸軍接近だけではなく、自由主義政党の民政党における「平等意識の欠如」にもあった、とこれまでの研究で唱えつづけてきた（拙著『日本政治「失敗」の研究』、拙編『自由と平等の昭和史』など）。1931年の危機の際と同じく、1936・7年の危機においても、民政党は社大党や総同盟が求める「退職積立金法案」に背を向けた。同法案は失業保険のない日本で、せめて退職金の支払いだけは法律で企業に義務づけようとするものであったが、資本家団体の猛反対で完全に骨抜き法律になった。資本家団体の意を受けて同法案の骨抜きの先頭に立ったのは、自由主義政党の民政党だったのである。

戦前の日本にファシズムがあったかどうかの厳密な考証を脇に置けば、軍部と社大党はファッショ的であった。しかしファッショは、実現性はともかく口先では、社会経済的な平等を国民に約束する。社大党の「広義国防」は、その典型であった。それに対抗する自由主義政党が、資本家団体の意を受けて、労働組合法案や退職積立金法案を葬っていたのでは、労働者や小農は「平和」や「自由」の味方にはつかない。

このような歴史の教訓をもとにして昨2012年末の総選挙での民主党と社民党の惨敗を振り返れば、その一因が両党における「平等意識の欠如」にあったことが明らかになる。財政の健全化を最重視した民主党は、かつての民政党の井上準之助蔵相と同じように、社会の底辺に予算を注ぎ込むことをしなかった。9条を守れ、としか言わなかった社民党は、自らの党名の意味を全く理解していなかった。20世紀以降の欧米社会で「保守党」と対抗してきた政党は、党名の如何にかかわらず、社会の弱者の救済につとめてきた。これに対し民主党は古典的な意味での「自由党」であり、社民党はその党名を裏切っている。「平和」も「自由」も重要であるが、保守政党自民党との対抗軸は「平等」なのではなからうか。